



～こんな案件ありました～

避妊手術で妊娠!?



弁護士 板根富規さん

人は日々さまざまな問題と隣り合わせに生きています。何かの問題が発生した時に解決の糸口になるよう、弁護士の板根富規さんが扱ったいろいろな事件を、毎月1回教えてもらいます。

ある日女性が法律相談に訪れました。話を聞くと「病院で避妊手術を受けたのに妊娠した」といふ。彼女はずでに5人の子どもがいて、これ以上は母体の安全のために産めないことから、避妊手術を受けていたにも関わらず妻が妊娠した時、ところが後日妊娠が判明。「オレの子でもない」と否認して離婚に発展する。避妊手術を受けた担当医に相談すると、「卵管を二重に縛っているのでそんなはずはない」と言われたとのこと。念のため別の産婦人科で調べてもやはり妊娠。

◇
そこで、医療過誤といふことで医師側に慰謝料を請求しました。しかし医師側の提示額はほんのわずか。日本の裁判所が命じる慰謝料は総じて低

い基準にあります。裁判に訴えても大きな額にならぬのが現状なので、やむなく医師側の提示額で示談しました。

もし今回のケースが逆の場合、つまり夫が避妊手術を受けていたにも関わらず妻が妊娠した時、「オレの子でもない」と否認して離婚に発展する。避妊手術を受けた担当医に相談すると、「卵管を二重に縛っているのでそんなはずはない」と言われたとのこと。念のため別の産婦人科で調べてもやはり妊娠。

◇
そこで、医療過誤といふことで医師側に慰謝料を請求しました。しかし医師側の提示額はほんのわずか。日本の裁判所が命じる慰謝料は総じて低

板根富規さんへ